

障がい福祉施設等を設置する法人の長様
障がい福祉施設等の長様

新潟市福祉部障がい福祉課長

令和6年度社会福祉施設等整備費補助金に関する要望調査について（通知）

日頃より、本市障がい福祉施策の推進につき、御尽力いただき厚く御礼申し上げます。
この度、標記補助金について、令和6年度における施設整備計画に関する要望調査を実施いたします。要望がある場合は、下記のとおり資料の提出をお願いいたします。
なお、本調査は国庫補助協議対象を検討するため、施設整備計画を把握する目的で実施するものであり、計画の提出により補助金等の交付を決定するものではありませんのでご留意願います。
また、法人等で今後（2～5年）の施設整備計画がございましたら、併せて提出願います。

記

1 提出資料

(1) 令和6年度 障がい福祉施設整備計画（個表）【様式1】

補助対象、内容等については別添の整備基本方針、社会福祉施設整備の補助一覧表、要綱等をご確認願います。

（添付資料）

- ①案内図（住宅地図等）
- ②計画平面図
- ③写真（全体及び施工箇所がわかるもの）
- ④概算の見積書（写）
- ⑤その他（事業内容等がわかるもの）

(2) 障がい福祉施設整備計画【様式2】

今後2～5年の計画がある場合は、提出願います。

2 提出方法

上記1の該当する資料一式を郵送にて、障がい福祉課管理係まで提出してください。

3 提出期限 令和5年9月19日（火）必着

4 提出にあたっての留意事項

【整備計画について】

- (1) 要望する際は、法人内で整備の必要性等について十分協議の上、一法人で複数の事業を要望する場合は、法人内で優先順位をつけること。
- (2) 整備計画が整備予定のサービスに係る具体的な需要の把握（利用見込者数の把握等）に基づいたものであり、別添の令和6年度の整備基本方針との整合性が図られていること。
- (3) 施設の基本設計にあたっては、建築物関係法令（新潟県福祉のまちづくり条例を含む。）及び事業者指定基準を満たした計画となるよう留意すること。
- (4) 都市計画法の改正に伴い、令和4年4月以降、災害レッドゾーン（災害危険区域（出水等）、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等）における新規整備は不可となったため、計画地について関係所管庁に十分確認、相談すること。また、市街化調整区域は原則として対象外。

【補助金について】

- (1) 今回の要望は、現在の制度内容をもとに要望照会を行っております。今後、国の事業見直し・予算状況等により条件は変更となる場合があります。
- (2) 補助額については各要綱に準じます。ただし、国や市の予算状況や国との協議の結果、不採択となる場合や採択となっても基準額（基準単価）を下回る場合がありますので、ご了承願います。
- (3) 補助を受けて整備した施設は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等により、処分制限等がかかります。処分の対象については、別添参考要綱を確認してください。
- (4) 提出された整備計画に基づき、必要に応じて、後日ヒアリングを実施いたします。

5 参考の要綱等（別添）

- 01 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱
※補助単価は02の【都市部】を参照
- 02 令和5年度1事業（1施設）当たりの間接補助基準単価
- 03 社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて
- 04 社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて
- 05 障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について
- 06 第6期新潟市障がい福祉計画・第2期新潟市障がい児福祉計画（概要版）
- 07 厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について

※内容についてご不明な点がございましたら、「6 提出先・問い合わせ先」にメールで連絡願います。

6 提出先・問い合わせ先

新潟市 福祉部 障がい福祉課 管理係 伊藤
〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
直通電話：025-226-1237
F A X：025-223-1500
メー ル：shogai.wl@city.niigata.lg.jp

令和6年度の整備基本方針について

I 令和6年度の整備方針（国庫補助協議対象事業）

1 重度障がい者・強度行動障がい者等に対応する日中活動等の場の整備

【対象事業：生活介護、短期入所】

特別支援学校卒業者や医療的ケア等特別な支援を必要とする障がい者等の日中活動等の場が不足していることから、強度行動障がい者に対応する又は医療的ケア等を行う生活介護及び短期入所の整備を促進する。

2 強度行動障がい者・入所施設から地域移行した障がい者等の住まいの場の整備

【対象事業：共同生活援助】

本市の共同生活援助事業所は、令和5年7月時点で定員数929人分まで整備され、既に令和5年度におけるサービス見込量を上回る提供が可能な状況となっている。

一方で、強度行動障がい者や医療的ケア等特別な支援を必要とする障がい者に対応する共同生活援助事業所は増加しておらず、施設入所待機者の増加の一因となっていることから、施設入所者の地域移行^{※1}や入所待機者の解消^{※2}に寄与する共同生活援助に限り、整備を促進する。

<参考>第6期新潟市障がい福祉計画（令和3年度～令和5年度）（抜粋）

活動指標	各年度の見込み量		
	3年度	4年度	5年度
共同生活援助（人分/月）	579人	610人	641人

※令和5年7月1日時点の市内グループホームの定員数 929人分

※1 現在施設に入所している方が重度化、高齢化等に対応したグループホームへ移行し、継続して地域で暮らしていくこと

※2 施設入所を希望し待機している方をグループホームで受け入れること

3 施設機能を維持するための老朽化対策等

【対象事業：既存事業所の改築・大規模修繕】

既存施設に必要な機能の維持及び障がい者の高齢化、重度化等に対応するための生活環境の改善を図るため、耐震化が必要な施設や老朽化した施設の建替え等の改築や大規模修繕を進める。

II 整備補助対象について

提出された整備計画について、下記事項を含む場合は、整備補助対象として採択の優先度を考慮する。

【生活介護、短期入所】

以下の状態像の利用者（新潟市民に限る。）の利用が確実に見込める。

①強度行動障がい者

②医療的ケアが必要な重症心身障がい者

※利用予定者について追加資料を求める場合あり。

【共同生活援助】

開設予定年度の4月1日時点で入所待機している者（新潟市民に限る。）が利用予定者に含まれる。

【各事業共通】

上記事業と併せて、特定相談を新規又は拡充（相談支援専門員1名以上の増をいう。）して実施する。（併設でなくても可）

III その他

- 1 施設を設置する土地については、長期賃貸（20年以上）が認められている場合を除き、原則とし自己所有地としての確保が確実であり、かつ各種開発規制を受けないものであること。
- 2 設置主体となる法人等は、施設運営が良好であり、資金計画に妥当性があること。

社会福祉施設等整備費補助一覧表

事業種別	整備区分				大規模修繕等 ※1	補助率		法人負担
	創設	増築	改築			国	市	
障害福祉サービス事業所	○	○	○	○	3/4 ※2	(2/3)	(1/3)	1/4
障害者支援施設	▲	▲	●	●				
共同生活援助事業所	○	○	○	○				
短期入所事業所	○	○	○	○				
その他の事業所	×	×	×	○				

※1 消防用設備（スプリンクラー、自動火災報知設備又は消防機関への通報装置等）の整備や防犯カメラの設置・ブロック塀の改修等の防犯対策及び安全対策の工事を含まず。整備を検討している場合はご相談ください。

※2 補助対象経費×補助率で算出した額が補助基準額より多い場合は、補助基準額が補助額となります

- 障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等。）
- 地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第10の6号及び第10の7号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人（社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人等。医療法人を除く。）
- ▲ 現在、障害者支援施設を運営しており、老朽化に伴う建替等を行う場合に限り、整備検討対象とします。

【整備区分の内容】

創設	新たに施設を整備すること
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること
改築	既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること
大規模修繕等	既存施設について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること